

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

(1) 現状

日光市は栃木県北西部に位置し、群馬県や福島県、宇都宮市などと接する。総面積は約 1,450km² であり、県土の約 4 分の 1 を占め、全国で 3 番目の広さを誇る。市域の約 87% が森林で、豊かな自然環境が広がる。北部と南西部は山地が広がり、南部は大谷川の土砂で形成された今市扇状地が広がる。標高は日光白根山（約 2,578m）から行川谷（約 200m）まで起伏に富む。鬼怒川水系と渡良瀬川水系の河川や中禅寺湖、華厳滝、戦場ヶ原などの豊かな自然景観が特徴である。

①地域の自然災害のリスク

(洪水：ハザードマップ)

日光市には鬼怒川や男鹿川などの大河川が流れており、特に中山間地域の急勾配を持つ川では、集中豪雨や台風による短時間の大雨で急激に水位が上昇し、堤防の決壊や河川の氾濫が懸念されるが、河川・砂防工事により安全性が向上し、大きな風水害被害は発生していない。しかし、平成 27 年の関東東北豪雨では川治ダムでの異常洪水時防災操作への対応として、川治温泉地区の洪水避難地図が作成されている。また、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域として鬼怒川や中禅寺などが挙げられ、日光市内では利根川水系田川などの浸水想定図が公表されている。平成 30 年 7 月の豪雨では農業用ため池の被害を受け、栃木県では防災重点ため池に関する避難情報の周知を進めています。日光市では大室ダムのハザードマップが公表され、ダム決壊時の迅速な避難行動が促されている。

(土砂災害：日光市地域防災計画)

日光市は日光火山群に囲まれており、地質が脆弱で崩壊しやすい地域が多い。山地災害危険地区が 803 箇所、土砂災害警戒区域が 935 箇所に及ぶ（急傾斜地 524 箇所、土石流 398 箇所、地すべり 13 箇所）。これらの地域では、豪雨や台風による土石流や山腹崩壊が懸念され、河床の上昇や洪水の原因となる。市内を流れる鬼怒川、渡良瀬川などの一級河川は、地質が脆弱な上流部で深い谷を形成しており、大規模ダムや湖があるが、土砂流出の危険が懸念される。

(地震：日光市地域防災計画)

栃木県北部の那須野原西縁に位置する関谷断層は全長約 38km の活断層で、地震調査研究推進本部が主要断層帯の一つとして公表しており、その平均的活動間隔は約 2,600 から 4,100 年、最新活動は 14 から 17 世紀とされ、今後 100 年以内の地震発生確率はほぼ 0% と評価されているが、断層全体が同時に活動する場合にはマグニチュード 7.5 程度の地震が発生する可能性があり、過去には昭和 24 年の今市地震などが当地域に人的・建物被害や地すべりをもたらしている。また、市内には耐震基準改定前の木造家屋も多く、特に密集地域では倒壊や火災のリスクが懸念される。

(火山：日光市地域防災計画)

日光市西部の群馬県との県境に位置する日光白根山は、日光火山群で唯一活動記録を持つ火山であり、有史以降に水蒸気爆発の記録がある。南方約 10 から 20km の地域では地震活動が活発である。また、日光火山群に属する男体山は、中禅寺湖を形成した堰止湖火山であり、約 7000 年前にマグマ水蒸気噴火が発生した記録があり、平成 29 年に活火山として選定された。これらの火山は潜在的な噴火リスクを抱えており、噴火した場合には火砕流や溶岩流、火山ガスが周辺地域に被害を及ぼすほか、降灰による農作物や交通網への影響も想定される。現在、噴火の兆候は見られていないが、常時監視と防災体制の強化が重要である。

(その他)

日光市では、暴風・台風、豪雪・雪害、森林火災といった自然災害が発生するリスクがある。台風の通過時には暴風による屋根や看板の破損、倒木、停電が発生しやすく、土砂崩れや道路寸断も懸念される。一方、冬季には豪雪による交通障害や孤立地域の発生、雪の重みによる建物の倒壊、物流の停滞が問題となる。また、乾燥した季節には森林火災が発生する可能性があり、住宅地や観光地への延焼、煙害、森林資源や野生動物への影響が懸念される。

②感染症のリスク

日光市は国内外から多くの観光客が訪れる観光地であるため、感染症の影響を受けやすい環境にある。新型コロナウイルス（COVID-19）のような感染症が再流行した場合、宿泊業や飲食業の収益減少、部品や材料の調達難、出勤制限や人手不足などが発生し、観光業を中心とした地域経済に大きな影響を与える可能性がある。また、国際的な感染症流行時には、日光市の国際観光地としての特性がリスクを拡大させ、市民や従業員の健康被害が懸念される。

③商工業者の状況

日光市は栃木県北西部に位置し、世界遺産の日光東照宮や自然豊かな景観、温泉地として知られる観光都市である。観光業が経済の主要な柱となっており、国内外から多くの観光客が訪れている。日光市内の商工業者はその多くが小規模事業者であり、業種別ではサービス業が最も多く、特に今市地域と日光地域に集中している。また、製造業は主に今市地域に集積し、雇用と地域経済を支える重要な役割を果たしている。一方で、栗山地域は事業所数が全体的に少なく、藤原地域ではサービス業の割合が高く、観光地としての特徴を反映している。

- ・ 商工業者等数 3, 514（足尾地域を除く）
- ・ 小規模事業者数 2, 804（足尾地域を除く）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	383	369	今市地域に集中
	製造業	314	247	今市地域に集中
	卸売・小売業	873	621	今市、日光、藤原地域
	サービス業	1, 894	1, 523	今市、日光地域に集中
	その他	50	44	

令和3年経済センサス-活動調査（足尾地域を除く）

④これまでの取組

1) 日光市の取組

- ・ 防災意識と地域防災の強化

防災意識の高揚、地域防災の充実、ボランティア連携強化、防災訓練の実施、防災関係機関相互応援体制の整備、孤立地区対策

- ・ 避難体制と支援策

避難行動要支援者等対策、避難体制の整備、災害廃棄物等の処理体制の整備

- ・ 物資・資機材と情報通信の整備

物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備、情報通信の整備

- ・ 災害予防対策と都市設計

震災に強いまちづくり、地盤災害予防対策、農林水産業関係災害予防対策、建築物等災害予防対策、公共施設等災害予防対策、危険物施設等災害予防対策、鉱山災害等予防対策、倒木

災害等予防対策

- ・医療・消防・救急体制
火災予防及び消防・救急・救助体制、保健医療体制の整備、緊急輸送体制の整備
- ・その他の防災拠点と文化財保護
防災拠点の整備、文教・文化財対策
- ・地震情報の観測と整備
地震情報観測・収集・伝達体制の整備

2) 日光商工会議所の取組

- ・大規模地震災害時の支援協定
1999 年 7 月に小田原箱根商工会議所（神奈川県）や掛川商工会議所（静岡県）と「大規模地震災害における経営指導業務の支援協定書」を締結し、災害時の相互支援体制を構築。
- ・事業者向けの BCP 策定支援
事業継続計画（BCP）の重要性を周知し、セミナーの開催や情報提供を通じて、事業者の防災意識向上と計画策定を支援。
- ・損害保険の加入促進
指定損害保険会社と連携し、事業者に対して損害保険への加入を促進。
- ・災備品の備蓄
スコープ、懐中電灯、非常食などの防災備品の備蓄。
- ・商工会議所自身の BCP 作成
自らも BCP を作成し、災害時の業務継続性を確保する体制を整備。

（２）課題

①災害リスクへの意識不足

- ・防災意識の欠如
日光市では大規模な自然災害の発生頻度が比較的低いため、「自分の地域は安全」と考える市民や事業者が多い。その結果、防災や減災への取り組みが後回しになる傾向がある。観光業に従事する事業者は日常業務に追われ、防災対策に十分な時間や資源を割けていない状況が見られる。
- ・観光業の課題
観光客対応が優先される一方で、災害時の具体的な対応が不明確な事業所も多く、観光業全体としての防災対応の強化が必要である。

②事業継続計画（BCP）の策定率の低さ

- ・BCP は災害時の事業継続や早期復旧を図るための重要なツールであるが、多くの事業者が策定・導入に至っていない。一部の事業者では簡易的な BCP シートを使用しているものの、具体的なリスク分析や対応策が不足しており、十分な備えとはなっていない状況である。

③情報共有体制の不備

- ・事業者間の連携不足
災害時の情報共有ルートや役割分担が明確でないため、緊急時の迅速な対応が困難な状況である。
- ・防災情報の複雑さ
無線、メール、ウェブサイト、アプリなど複数の手段で防災情報が提供されているが、どの情報を優先すべきかが分かりづらいという課題もある。
- ・被害状況の収集不足
災害発生後の被害状況を迅速に収集する仕組みが不十分であり、復旧支援の判断が遅れるケースが見られる。

(3) 目標

- ・災害リスクへの意識向上

防災意識の向上を目的として、セミナーやワークショップを定期的を開催する。これにより、市民や事業者が災害リスクを具体的に理解し、適切な対策を取るきっかけを提供する。また、ハザードマップなどを活用し、災害のリスクを視覚的に把握できるようにする。さらに、防災週間や地域イベントを通じて、観光客を含む多くの人々に防災意識を啓発する活動を行う。

- ・BCP（事業継続計画）の策定支援

災害時における事業の継続を支援するため、小規模事業者でも取り組みやすい簡易な BCP テンプレートを作成し、業種別に提供する。加えて、専門家を招いたワークショップを開催し、具体的なリスク分析や対策の策定を支援する。また、BCP 策定にかかる費用負担を軽減するため、補助金や助成制度の導入を進め、策定率の向上を目指す。

- ・情報共有体制の強化

災害時の迅速な対応を可能にするため、日光市と当会議所で平常時から情報交換会を実施し、緊急時の情報伝達ルートや役割分担を明確化する。防災情報を一元的に提供するアプリを導入し、事業者や市民が必要な情報を迅速かつ簡単に取得できる環境を整備する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

①事前の対策

1) 管内事業者に対する事業継続リスクの周知

- ・巡回経営指導時や記帳指導相談時等のあらゆる機会をとおして、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会議所会報や日光市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

2) 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による当該事業所にとって実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

3) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・平成30年事業継続計画を作成済み（別添）。

4) 関係団体等との連携

- ・日光市の担当部署との連携を密にしながら最新情報等の収集に努める。
- ・日光市防災メールの登録を行う。
- ・連携協定を締結する特定損保保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

5) フォローアップ

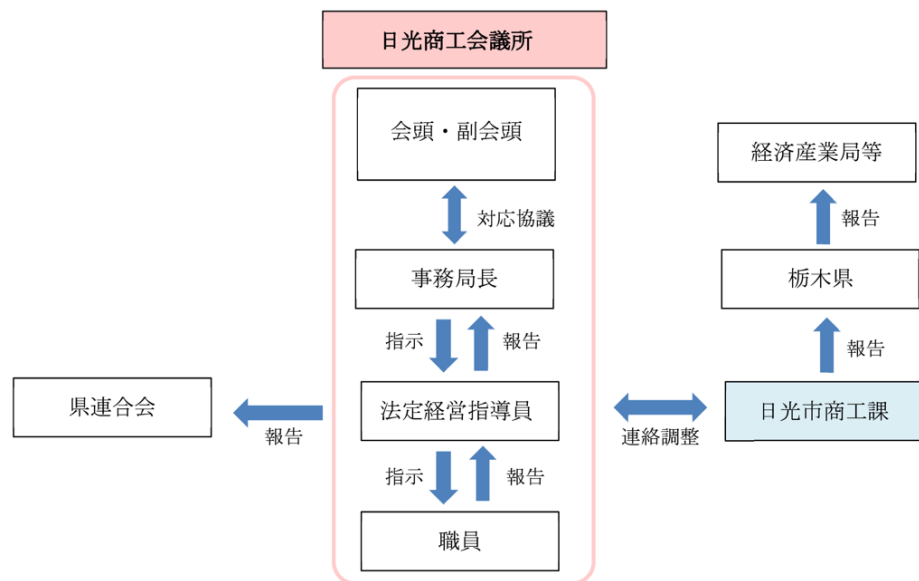
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・日光市の担当部署との情報交換会を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

6) 訓練の実施

- ・自然災害（当該地区で想定される地震や水害および土砂崩れ等）が発生したと仮定し、当会議所内の支援体制（連絡網の実効性確保や具体的な役割分担および行動の明確化）、日光市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施し、その後は必ず振り返りによる修正・メンテナンスを行うこととする）。

②リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・発災時における指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。



③リスク発生時の対応

I 大規模災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、大規模災害が発生した場合は、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。なお、大規模災害発生の目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合。
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合。
- ・火山：噴火警戒レベル4以上が発表された場合。

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・発災後速やかに職員は法定指導員へ安否・出勤可否の報告を行う。安否確認については当会議所グループウェア、SNS等を利用して行い、当会議所内（対策本部）で共有・見える化する。
- ・報告を受けた法定指導員は、職員の業務従事の可否を日光市に報告するとともに、日光市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・日光市は、り災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会議所は、被害状況により巡回・FAX・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・当会議所と日光市は以下の間隔で被害情報等を共有する。
なお、情報共有は別添様式（※）で行う。※「6. 県への被害情報の報告」で示す様式1

発災後 ～ 1週間	1日に2回共有する
1週間 ～ 2週間	1日に1回共有する
2週間 ～ 1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・当会議所と日光市で情報を共有した上で、日光市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当会議所においては商工会議所連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお、報告は3)と同様の様式で行う。

II 交際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・日光市で取りまとめた「日光市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日光市における感染症対策本部設置に基づき当会議所による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・日光市は、来庁又は問合せを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会議所は、感染状況により巡回・FAX・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、当会議所と日光市で情報を共有した上で、日光市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当会議所においては商工会議所連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお、報告は3)と同様の様式で行う。

④被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法および広報周知等（地元マスコミや町内会組織、事業者組合等との連携を含む）について、日光市と相談協議する。また、当会議所は国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認され、かつ事業者が分かりやすく来所しやすい場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に対し、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける際に必要な「被災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

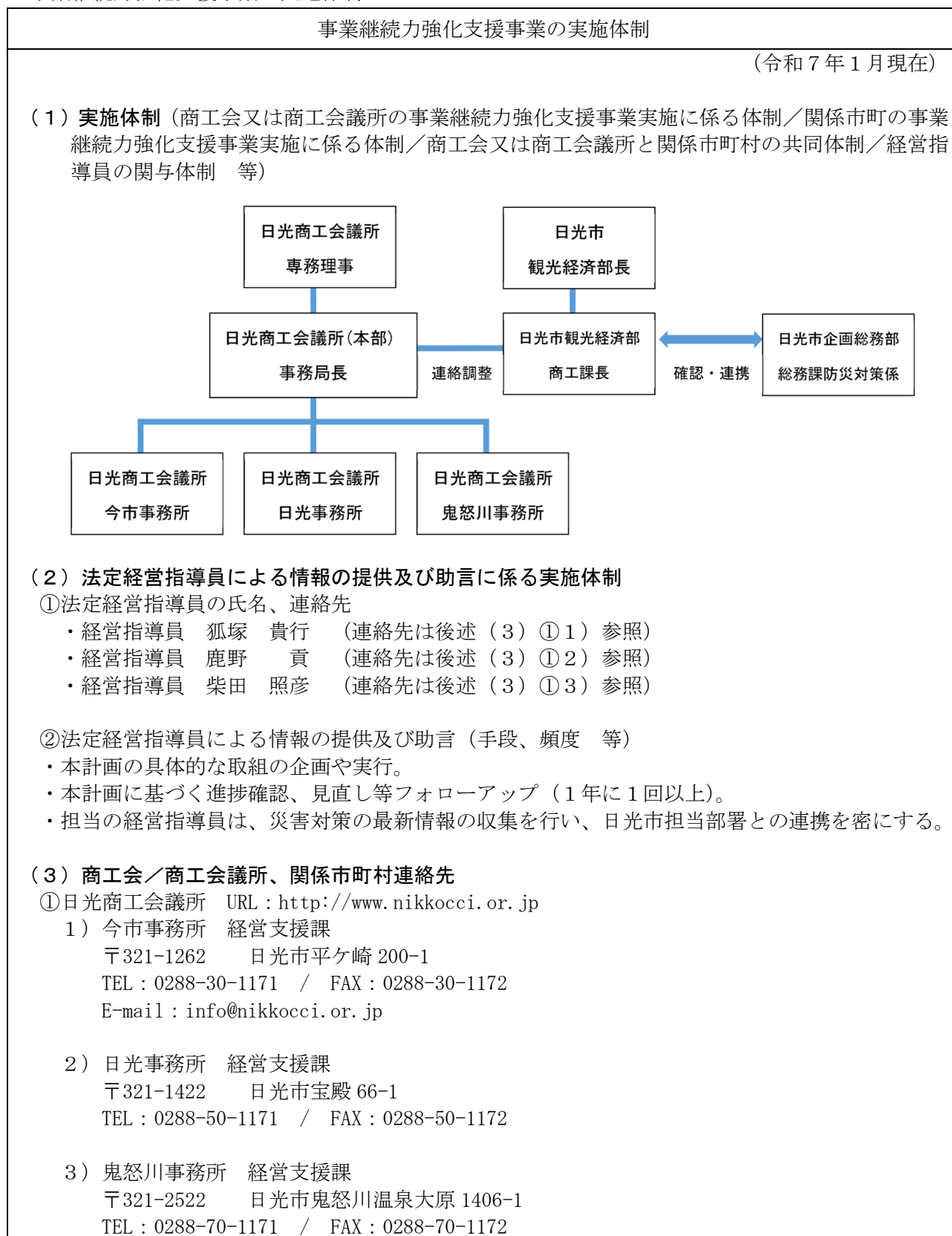
- ・国、栃木県の方針に従って、復旧復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対処が困難な場合には、災害支援協定を締結している小田原箱根商工会議所・掛川商工会議所からの応援派遣や、日光市が締結している災害時の応援協定等も参考にしながら、栃木県や商工会議所連合会等に相談する。
- ・被災地の産品や観光資源を広めるための物産展やイベントを開催する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②日光市役所 URL : <https://www.city.nikko.lg.jp>
日光市観光経済部商工課
〒321-1292 日光市今市本町1番地
TEL : 0288-21-5136 / FAX : 0288-21-5121
E-mail : shoko@city.nikko.lg.jp

(4) 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部経営支援課
〒302-8501 宇都宮市塙田1-1-20
TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340
E-mail : shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会議所連合会
〒320-0806 宇都宮市中央3丁目1-4
TEL : 028-637-3725 / FAX : 028-632-9092
E-mail : info@ftcci.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	4 9 8	4 9 8	4 9 8	4 9 8	4 9 8
・ セミナー開催費	1 4 3	1 4 3	1 4 3	1 4 3	1 4 3
・ 広報費	9 0	9 0	9 0	9 0	9 0
・ チラシ印刷費	1 6 5	1 6 5	1 6 5	1 6 5	1 6 5
・ 防災、感染症対策費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、日光市補助金、栃木県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
栃木県火災共済協同組合 理事長 薄井 正明 〒320-0806 宇都宮市中央3丁目1番4号県産業会館6階 電話：028-637-3730 / FAX：028-651-5110 東京海上日動火災保険株式会社栃木支店宇都宮支社 専業営業第1支社長 竹田 佳生 〒320-8511 宇都宮市馬場通り4丁目1番1号うつのみや表参道スクエア8階 電話：028-600-7151 / FAX：028-600-7149
連携して実施する事業の内容
①事前対策 ・商工会議所の経営指導員に対する、保険対応の研修会の開催。 ・小規模事業者に対する保険についての意識啓発活動（会議所職員との同行訪問）。 ②応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ・小規模事業者の被害状況の確認と個別相談の実施。 ③地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険についての個別相談（今後の保険対応についての相談を含む）の実施。
連携して事業を実施する者の役割
①事前対策 ・保険の知識と実務についての情報・ノウハウの提供。 特に風水害対策保険や家財保険についての保険知識。 ②応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ・個別被災案件への保険サイドからの助言。 ③地区内小規模事業者に対する復興支援 ・小規模事業者に対する今後の保険適応への助言。
連携体制図等